

1. 調査の概要

平成28年3月に義家副大臣を座長とするタスクフォースで取りまとめた「広域通信制高校に関する集中改革プログラム」において、平成30年度までの約2年間を「広域通信制高校の質確保・向上に向けた集中点検期間」と位置付けたところ。

また、同年9月には「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という)を策定。

これらを踏まえ、文部科学省として所轄庁に全面的に協力しつつ、広域通信制高校に対して、ガイドラインに基づき、実地による点検調査を実施し、高等学校通信教育に係る施策の検討に活かす。

(1)調査体制

文部科学省及び広域通信制高等学校の所轄庁(都道府県又は認定地方公共団体)の職員に加え、内閣府(株式会社立学校の場合)、広域通信制高校アドバイザー(※)の参画を得て実施。

(※)高校通信教育に関し専門的な知識・経験を有する者、会計の専門家等に対して委嘱。

(2)調査対象

書面調査(平成28年度実施)の結果等を踏まえ、平成30年度までに30校程度を想定(株式会社立学校は原則対象とし、内閣府と連携して実施。)

※調査の円滑な実施の観点から、個別の学校名を明らかにした形での結果の公表は行わないこととする。

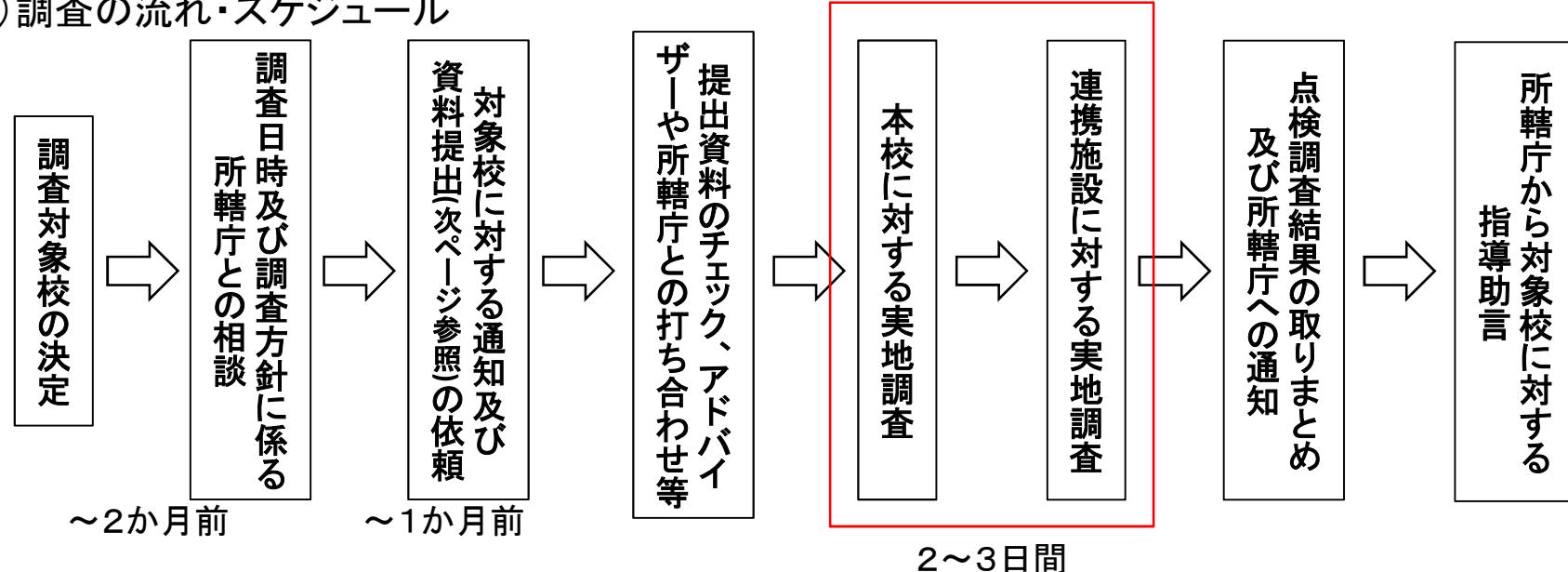
調査実績(平成29年6月23日現在)

点検調査 7校 (学校法人立3校、株式会社立4校)

点検調査の結果を通知 5校 (学校法人立2校、株式会社立3校)

広域通信制高等学校に対する点検調査実施状況②

(3) 調査の流れ・スケジュール



(4) 調査内容

関係法令やガイドラインの各項目に基づき適切な学校運営がなされているか等について調査。

具体的には、

- ①書面実態調査の結果(平成28年9月とりまとめ)及び事前提出資料を基に、法令違反や不適切な学校運営等が行われていないかの確認、実地調査で確認を要する事項の検討
- ②管理職、教職員からのヒアリング、施設・設備の確認等(連携施設を含む。)

(5) 調査結果に基づく指導

法令違反に該当する事項、ガイドラインや所轄庁の設置認可基準等に照らして不適切・改善を要する事項等について整理。文部科学省から所轄庁に対して点検調査結果を通知し、点検調査の結果を踏まえて学校運営の改善を図るよう学校に対する指導助言を行うことを依頼。所轄庁からの指導通知発出後3か月を目途として改善状況の報告を求める。

広域通信制高等学校に対する点検調査実施状況③

＜点検調査に向けて提出を求めている資料一覧＞

1. 学校の管理運営・教育課程等に関する事項

- ① 学則
- ② 組織図
- ③ 学校要覧
- ④ 生徒便覧
- ⑤ 校務分掌表
- ⑥ 校内規定（規定類集）
- ⑦ 入試要項
- ⑧ 入学手引き（授業料に関するものを含む。）
- ⑨ 生徒募集パンフレット
- ⑩ 入試日程表、試験日程一覧
- ⑪ 事務処理規定、業務マニュアル
- ⑫ 年間行事予定表（教職員用）
- ⑬ 各教科・科目等の年間指導計画
- ⑭ 各教科・科目等の添削課題
- ⑮ 上記科目等の添削指導のサンプル（8科目程度を指定）
- ⑯ 各教科・科目等の面接指導の指導案
- ⑰ 各教科・科目等の試験問題
- ⑱ 多様なメディアを利用して行う学習に関する生徒の報告
課題の様式等、学習成果の確認方法が分かる資料
- ⑲ 成績評価基準
- ⑳ 使用教科書一覧
- ㉑ シラバス
- ㉒ 教職員の研修計画
- ㉓ 自己評価書、学校関係者評価書、第三者評価書（未実施の場合は不要）
- ㉔ 校舎図面
- ㉕ 学校としての生徒指導の目標、方針や計画等が分かる文書

2. 連携施設関係

- ① 連携施設との契約書その他の連携・協力内容を定めた文書
- ② 連携施設職員との契約書・委嘱状等
- ③ 連携施設における業務マニュアル連携施設生徒募集パンフレット
- ④ 連携施設の看板の写真
- ⑤ 連携施設の校舎図面（添削指導等を行う施設に限る。）

3. 学校設置会社の経営状況に関する書類（株式会社立学校のみ）

（計算書類）

- ① 損益計算書（過去3年分）
- ② 貸借対照表（過去3年分）
- ③ キャッシュフロー計算書（過去3年分）
- ④ 個別注記表
- ⑤ 学校設置会社の株式の状況（株主資本変動計算書等）及び学校設置会社の社債の発行状況等がわかる書類
（その他）
- ⑥ 事業報告書（直近1年分）
- ⑦ 附属明細書
- ⑧ 監査役の監査報告書
- ⑨ 法人税申告書（別表、勘定科目内訳書を含む。）
- ⑩ 学校設置会社の定款
- ⑪ 関連会社の系統図又は組織図等（資本関係や役員関係がわかるもの。）
- ⑫ 構造改革特別区域法第12条第7項に定める転学のあっせんその他必要な措置に関する具体的な計画がわかるもの
- ⑬ 平成17年度から本年度までの生徒数の推移

広域通信制高等学校に対する点検調査実施状況④

＜実地調査時に備え置くことを求めている資料一覧＞

- ① 免許状の写し免許状の更新手続き等を行った者はその証明書類（兼務含めて全教員分）
- ② 特別非常勤講師の届出の写し
- ③ 免許外教科担任の許可に関する文書
- ④ 指導記録
- ⑤ 合格通知のサンプル
- ⑥ 学校教育法施行規則第28条に定める表簿
- ⑦ 添削教材
- ⑧ 1. ⑬記載の科目等についての添削指導のサンプル（全添削課題分）
- ⑨ 試験担当表
- ⑩ 業務改善アンケート
- ⑪ 連携施設の入学通知のサンプル
- ⑫ 構造改革特別区域法第12条第3項に定める書類

広域通信制高等学校に対する点検調査実施状況⑤

2. 点検調査で確認された主な課題と指摘事項

(1)学校の管理運営に関する事項

- ✓ 添削指導、面接指導、試験や評価(以下「添削指導等」という。)を担う常勤・本務の教員が少なく、教員の体制が不十分。(例えば、500人超の生徒への添削指導を1人の教員が行う等)
⇒ きめ細かな添削指導等を適切に行うことができるよう、教員配置の充実に努めること。

- ✓ 教員の研修計画が策定されておらず、特に、連携施設を主たる勤務地とする教員について校長の下での指導力向上に向けた取り組みが行われていない。
⇒ 連携施設を主たる勤務地とする教員を含めた研修計画を策定し、教員の指導力等の向上を図るよう努めること。

- ✓ 連携施設を主たる勤務地とする教員の採用を連携施設に委ね、連携施設からの報告に基づき兼務の発令を行っている。
⇒ 本校において主体的に教員を採用した上で、必要に応じて兼務の発令を行うよう努めること。

- ✓ 契約や委嘱の手続きを行わずに非常勤講師として添削指導等を行わせている。
⇒ 非常勤講師が、高等学校の教員として、校長の監督下、その管理責任の下で添削指導等を適切に行うことを担保する観点から、契約書において業務内容等を明確に定めるなど、改善を図ること。

広域通信制高等学校に対する点検調査実施状況⑥

(1)学校の管理運営に関する事項(続き)

- ✓ 連携施設の一部において、学校の教職員でない連携施設の職員の立ち合いの下に試験が実施されている。
⇒ 試験を校長の管理責任が及ばない施設において教職員以外の者が実施することは当然認められないため、校長の監督下、その管理責任の下で教職員が試験を実施するよう改めること。

- ✓ 連携施設の一部において、ホームページ等で同施設が高等学校であるかのような表現がされていたり、学則上、面接指導や試験が行えないにも関わらず、面接指導及び試験を実施しているかのような説明がなされている。
⇒ 生徒及び保護者に誤解を与えないよう、表現や説明を改めること。

- ✓ 連携施設の一部において、授業料の表示が不明確であるとともに、高等学校等就学支援金による相殺を前提とした授業料表示がなされている。
⇒ 連携施設の独自の活動に係る料金と高等学校通信教育に係る授業料を区別して表示するよう改めるとともに、高等学校等就学支援金は所得の要件を満たした場合に受給できるものであること等を生徒・保護者に適切かつ明確に説明すること。

- ✓ 連携施設の一部について、協力・連携内容について文書による取り決めが行われていない。
⇒ 連携施設の設置者と協力・連携内容についての文書による取り決めを行うよう努めること。

広域通信制高等学校に対する点検調査実施状況⑦

(1)学校の管理運営に関する事項(続き)

- ✓ 学校評価について、自己評価及び学校関係者評価が実施されていない、若しくは実施し、その結果が公表されていない。
⇒ 自己評価を実施するとともに、結果を公表すること。また、学校関係者評価を実施し、結果を公表するよう努めること。

(2)教育課程に関する事項

- ✓ 添削指導について、多くの場合、正誤の採点のみが行われている。
⇒ 添削指導においては生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考方向とつまづきを的確にとらえて指導していくことが必要であることを踏まえ、例えば、不正解であった設問についての解説や、生徒が自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載するよう努めること。
- ✓ 総合的な学習の時間について、添削指導が実施されていない。
⇒ 高等学校学習指導要領に基づき、総合的な学習の時間の添削指導の回数を適切に定め、実施すること。
- ✓ 年間指導計画において添削指導の提出期限の定めがないため、試験前にまとめて添削指導が実施されている。
⇒ 添削指導を踏まえた計画的、体系的な面接指導の実施や生徒の自主的・自律的な学習を促す観点から課題が生じていることから、改善のための措置を講じること。

広域通信制高等学校に対する点検調査実施状況⑧

(2)教育課程に関する事項(続き)

- ✓ 指導要領に基づいて実施すべき各科目等の面接指導のうち、一部の科目等において面接指導が実施されていない。

- ⇒ ・面接指導の未実施分について早急に実態調査を実施し、結果を報告すること
・在籍する生徒に対し、未実施分の面接指導を指導要領に基づいて適切に実施すること
・未実施分の面接指導の実施に当たっては、生徒及び保護者に経済的な負担を転嫁することがないよう適切に配慮すること
・今年度の面接指導については、未実施等の問題が生じないよう、指導要領に基づき適切に実施すること

- ✓ 多様なメディアを利用して行う学習により面接指導時間を減免した場合に、必要となる単位時間分の面接指導時間が確保されていない。

- ⇒ 指導要領に基づき実施すべき単位時間分の面接指導を実施すること。

- ✓ 多様なメディアを利用して行う学習の成果報告の様式が不十分(60字程度の自由記述)。

- ⇒ 生徒の学習内容の定着状況等を適切に把握するため、改善を図ること。

広域通信制高等学校に対する点検調査実施状況⑧

(2)教育課程に関する事項(続き)

- ✓ 所轄庁の基準及び学則上面接指導を行うことが認められていない連携施設において、教員免許状を有する職員に委嘱状を交付するのみで面接指導を実施させており、一部の職員については教員免許状の期限が切れたまま指導にあたらせていた。
⇒ 所轄庁の基準及び学則上認められた施設で面接指導を行うとともに、面接指導は教員免許状を有する者により行われるべきものであることはもちろんのこと、実施校の校長の下、その管理責任で行われることが必要であることを踏まえ、適切に実施されるよう改善を図ること。

- ✓ 連携施設での面接指導において、施設・設備面での制約等から理科や家庭等の教科における実験・実習が十分に行われていないおそれがある。
⇒ 実験・実習の教育上の意義や効果等にかんがみ、連携施設においても実験・実習を行う機会の充実に努めること。

- ✓ 面接指導を行うことが認められている施設において、面接指導を受ける生徒の履修状況及び面接指導計画の管理が十分に行うことができないため、2月末になっても生徒が単位認定に必要となる面接指導を完了しておらず、補講等の計画も策定されていない。
⇒ 直ちに補講等の計画を策定するとともに、生徒の履修状況及び面接指導計画の管理を十分に行うことができる仕組みを構築すること。

広域通信制高等学校に対する点検調査実施状況⑨

(2)教育課程に関する事項(続き)

- ✓ 一部の生徒について、添削指導の進捗状況が不十分であったり、面接指導を全く受けていない状態で期末試験を受けさせている。
⇒ 当該高等学校における期末試験が添削指導や面接指導における学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の生徒の学力定着度等を測るための手段となっていることを踏まえ、期末試験までに添削指導や面接指導が完了するよう改善を図ること。
- ✓ 特別活動について全体計画や年間指導計画が作成されていない。
⇒ 高等学校学習指導要領を踏まえ、特別活動の全体計画や年間指導計画を作成すること。
- ✓ 一部の学校設定教科について、指導計画が作成されておらず、生徒の学習状況の評価も十分に行われていない。
⇒ 学校設定教科については、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮して目標や内容、面接指導の単位時間数等を設定するとともに、当該教科のねらいや特性を勘案して設定した具体的な評価基準に基づき、生徒の学習状況について評価を行うよう改善を図ること。
- ✓ 生徒に対して单一の履修登録モデルを提示し、ほぼ全員の生徒が同一の履修登録を行うよう指導している。
⇒ 生徒の特性・進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるよう必要な配慮に努めること。

広域通信制高等学校に対する点検調査実施状況⑩

(3)施設及び設備に関する事項

- ✓ 近隣の図書館を活用することとしており、高等学校に図書室が備えられていない。
⇒ 校内において生徒が図書を利用できるよう、図書室を整備すること。

- ✓ 面接指導を行う連携施設において、実験・実習や体育の授業を行うための施設・設備が不十分である。
⇒ 教育を行うために適切な環境を確保する観点から、面接指導を行う連携施設の施設及び設備について充実に努めること。

(4)構造改革特区制度に関する事項

- ✓ 構造改革特区法の認定を受けた特区区域の外で試験が行われている。
⇒ 特区区域の外で試験を実施することは、構造改革特区法違反に当たることから、改善を図ること。

- ✓ 生徒数の減少により、赤字決算が複数年続いている。
⇒ 専門家の診断では、当面の経営の継続には問題ないとされているが、今後、仮に財政上の理由等から学校運営が継続できないおそれがあると判断する場合にあっては、十分な猶予期間をもって所轄庁と対応を協議するとともに、生徒及び保護者に対して適切な説明を行うなど、生徒及び保護者に不利益が生じないよう必要な措置を講じること。